

図 4-4 代表横断面図(2)

### (1) 親水整備

親水整備は五井駅や既成市街地に近接し、潜在的な親水利用者の最も多い養老大橋～JR 内房線までの区間を中心に、第一橋梁～権現堂橋までを市原市と協同して実施するものとします。

また、養老大橋～楓橋までの区間については散策やサイクリングの利用、既存親水施設のネットワーク化を踏まえ、堤防天端の管理用通路をサイクリングロードとして継続的に整備していきます。

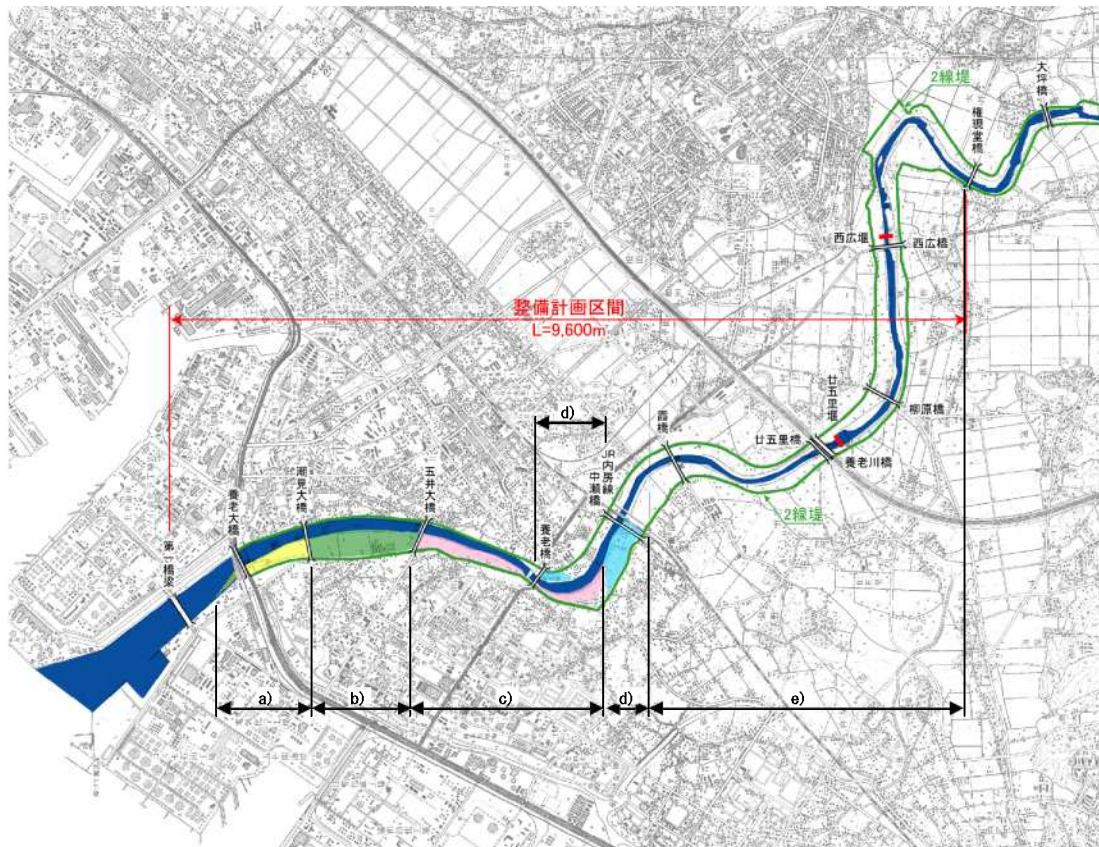


図 4-5 親水整備方針区分図

#### a) 養老大橋下流部～潮見大橋

広々した岸辺に貴重な干潟が形成され、海岸植物が群生するなど自然に恵まれていることから、水辺の貴重な自然環境の保全に努めるものとします。

#### b) 潮見大橋～五井大橋

五井駅に近接し、背後には住宅地も広がり、周辺の人々の憩いの場として親しまれています。左岸側の広々とした高水敷<sup>こうすいじき</sup>は、市街地における広大な公共空間としてその活用に対する潜在力が高い状況を踏まえ、市民の健康増進を図るとともに、水と触れ合い、憩える場として整備を行うものとします。

#### c) 五井大橋～養老橋付近

養老橋の周辺は古くから集落が形成され、地域住民の養老川に対する関心は高く、サクラの植樹や NPO 団体による菜の花の植栽が行われている区間です。また、左岸の低水護岸は階段護岸が施され、親水性は高く、周辺の人々の憩いの場としても利用されています。

このため当区間は、地域住民や地域ボランティアが自由に活用できる親水空間と位置づけ、「住民が自ら考え・造り・維持管理を行う」場とし、高水敷<sup>こうすいじき</sup>への進入路の整備を行います。

#### d) 養老橋付近～JR 内房線

養老橋上流の右岸にはウラギク等の塩生植物が見られます。また、養老橋上流の左岸側高水敷<sup>こうすいじき</sup>では、水と触れ合える環境学習の場(水に親しみ、水と遊べる場)として、ビオトープの整備を進めていることから、水辺の貴重な自然を保全するとともに、環境学習の場として水辺空間の整備を行います。

#### e) JR 内房線～権現堂橋

この区間の背後には水田が広がり、権現堂橋下流には市原市有形民俗文化財「西広板羽目堰<sup>さいひろいたばめせき</sup>」が保存されており、豊かな田園景観が形成されています。しかし、二線堤の堤外民地があることや廿五里堰の改修を今後行う必要があることから、景観に配慮した親水整備をどのように進めていくかについては、今後検討していきます。

## 第3節 河川維持の目的, 種類および施行の場所

### (1) 河川維持の目的

河川の維持管理は、災害の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの観点から、河川が持つ本来の機能が十分に発揮されるように努めます。

### (2) 河川維持の種類

#### a) 河道および河川管理施設

堤防、護岸、河岸や河床、洪水調節施設などの施設が、その機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況把握に努めるとともに、維持浚渫、除草など洪水流下能力の維持、河岸の利用と植生管理、必要な修繕および操作などの維持管理を行います。

取水堰や橋梁などの占用施設に対しては、河岸の洗掘や河積の阻害など河川管理上の支障とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、施設の改築や新設の際には治水上の影響、河川環境の保全などについて適切な指導を行います。

#### b) 流水の正常な機能の維持

河川流況、取水・還元水量の実態、自然環境についての把握を行い、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の把握に努め、漁業資源や観光資源へ配慮します。

#### c) 水質の保全

養老川の河川の水質は概ね環境基準を満足していますが、関係機関や地域住民の協力を得ながら公共下水道、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及・維持により水質の向上に努めます。

たかたきだ むちよすいち  
高滝ダム貯水池については富栄養化が原因と見られる水質汚濁が課題であり、流域からの汚濁物質の流入抑制に努めるとともに、河川管理者としても 1)噴水船ふんすいせんによる酸素供給と湖水の対流、2)浄化施設による流入水質の改善を継続的に実施して水質の改善に努めるとともに、たかたきだ むちよすいち  
「高滝ダム貯水池水質保全対策協議会」において、「千葉県養老川水系高滝ダム上流地域水道原水水質保全事業実施促進計画」及び「水質保全事業フォローアップ計画」を策定し、発生源における対策事業を実施し、平成 19 年度に終了したところでありますが、引き続き関係機関が連携して対策を実施していきます。

また、万が一の水質事故に備え、必要な資材の備蓄や事故状況の把握、関係機関への連絡体制などの緊急活動体制の強化により被害の最小化に努めるほか、原因者負担の徹底と河川水質の監視体制の充実に努めます。

### (3) 河川維持の施行場所

河川維持を行う区間は、二級河川養老川水系千葉県管理区間のすべてとします。

## 第5章 地域との連携に関する事項等

### 第1節 流域における取り組みへの支援

多様化・高度化する地域住民のニーズを反映した効果的な水害対策や環境整備を進めていくためには、ハード・ソフト対策の連動、関係機関や地域住民、さらには NPO をはじめとする市民団体などの理解と協力・行動が不可欠となっています。

このため、行政の説明責任を果たす一方、地域住民や市民団体などの参加の場を設けて情報交換を行いながら相互ニーズに応じた役割と責任の分担を明確化し、地域住民や市民団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことができる仕組みを構築します。

その際、河川に関する様々な情報を広く提供して住民の自発的で責任ある行動を喚起していくことに努めます。

### 第2節 超過洪水対策

河川整備の規模を超える洪水や高潮・津波に備えるため、河川工事などのハード対策と合わせソフト対策の積極的な推進を図ります。具体的には、迅速な水防活動が行えるように日頃から関係機関との連絡体制を整え、出水毎に再度必要な水防資材などについて確認し、被害を受けた箇所などについて重点的な配備を行うものとします。

平成 18 年 7 月に浸水想定区域図の作成・公開を行うと共に、市原市と連携し、警戒避難態勢の強化、洪水ハザードマップの作成支援等のソフト対策を行いました。その結果、平成 19 年 9 月に市原市が洪水ハザードマップを作成・公開しています。

また、必要な情報をわかりやすく伝え、住民の適切な行動を喚起するように努めるものとし、現在実施しているインターネット・iモード・電話応答通報装置による雨量・水位（ダム水位）のリアルタイムによる情報提供に加え、より細かな情報提供や防災情報の PR 活動も積極的に行っていくものとします。

### 第3節 河川愛護, 環境教育

流域住民の生活と密接な関わりを持っている養老川を、身近なふるさとの川として子供たちに知ってもらい環境教育の場として捉え、自然の大切さや地域の文化を学ぶ場として、河川情報の提供、環境教育の場となるビオトープの整備・提供、教育現場との連携（職員の派遣や指導者の育成）を推進し、河川に関する行事の開催や広報活動を支援していきます。

このように河川愛護意識を高めることで、森林保全、外来種問題、水質改善等の課題を地域住民や学識経験者と共に考えていきます。